

条例の制定・改正・廃止（12月定例会）

制定（原案可決）

・南九州市個人情報の保護に関する法律施行条例

国の法律が改正されたことに伴い、個人情報保護条例を廃止し、個人情報取扱事務の登録、開示請求等の決定期限、運用状況の公表などを定めるもの。

問 国に統一し、一元化する一番の目的は。

答 国の機関、民間事業者、地方公共団体等それぞれの取り扱いを規定していたが、統一した法制化がなされたことから、施行条例を制定する必要があった。

その他の条例

・南九州市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

廃止（原案可決）

・南九州市知覧観光案内所条例を廃止する条例

・南九州市営駐車場条例を廃止する条例

財産の処分（可決）

処分物件

旧川辺学校給食センター

川辺町平山字小松ケ尾2981番4

譲渡先

株式会社ヨシヤ食品

鹿児島市東開町13-18

処分予定価格

土地 金7,839,762円

建物 無償

処分予定年月日

令和5年3月31日



一部改正（原案可決）

・南九州市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

市職員の定年年齢を令和5年4月から2年ごとに1歳ずつ引き上げ、60歳から65歳に改正を行うもの。

問 国の地方公務員法の改正に準じて改正するものか。

答 地方公務員法の改正によって示されている国家公務員等の措置に準じ定めるものである。

・南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

現行、受給資格者が市役所窓口へ助成申請を行う方式に加え、受給資格者が医療機関へ申請書を提出し、医療機関が市に申請書を送付する方式を取り入れることに伴い、受給資格者が医療機関へ支払う証明手数料の一部を助成するため所要の改正を行うもの。

～委員から～

6月議会において、ひとり親家族等医療費助成の「自動償還払い方式」について、鹿児島県知事へ意見書を提出したが、いまだ実現していない中、自治体間で協力して改正にいたったことは非常に素晴らしいことであるとの意見が出された。

・南九州市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例

奨学金貸付基金の有効活用を図るため、貸付人数及び貸付額並びに返還期間の見直しに伴い所要の改正を行うもの。

問 奨学生の貸付人数の上限・制度変更の周知方法は。

答 明確な上限の定めはない。基金残高の状況を鑑み、申込者の状況により対応していきたい。市内各中学校、高等学校へ文書で通知するとともに、市のホームページ、広報紙により周知を図っていく。

～委員から～

奨学金の額あるいは制度の周知が不十分な点もあったと考えられる。積極的に対象者へ制度を伝えるよう意見が出された。

その他の条例

・南九州市議会議員定数条例の一部を改正する条例（※詳細は13ページ）

・地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

・南九州市課設置条例等の一部を改正する条例

・南九州市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

・南九州市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例